

令和4年度(2022年度)熊本市高齢介護福祉施設整備に係る事前協議 Q&A

整理番号	施設種別	質問項目	質問	回答
1	認知症高齢者グループホーム	施設整備費補助金	<p>事前協議関係資料P4の表中、認知症高齢者グループホームについては、「増床(ユニット)が補助対象となるかどうかは確認中」とあるが、結論を示されたい。</p>	<p>増床(ユニット)も補助対象となる。上限額は次のとおりであるが、単価変動の可能性や補助金自体がなくなる可能性もあり確約できるものではないため、余裕を持った資金計画を立てること。</p> <p>①既存施設創設時に当該補助金の交付を受けていない場合は、上限額は通常の創設の場合と同様、33,600千円とする。</p> <p>②既存施設創設時に当該補助金の交付を受けている場合は、次のとおり増床後の床数が18床を超える場合のみ補助対象とする。</p> <p>・既存施設1ユニット・9床について、当時、当該補助金の交付を受けており、今回、1ユニット・9床増床し、計2ユニット・18床とする場合 →増床後の床数が18床を超えないため補助対象としない。</p> <p>・既存施設1ユニット・9床について、当時、当該補助金の交付を受けており、今回、2ユニット・18床増床し、計3ユニット・27床とする場合 →上限額は16,800千円とする。</p> <p>・既存施設2ユニット・18床について、当時、当該補助金の交付を受けており、今回、1ユニット・9床増床し、計3ユニット・27床とする場合 →上限額は16,800千円とする。</p>
2	共通	融資証明書等	<p>事前協議関係資料P30の5(1)中、「・借入金…融資証明書等で確認 ※福祉医療機構からの借入の場合は貸付金限度額計算表で確認」とあるが、融資証明書等について様式の指定はあるか。 また、貸付金限度額計算表は、同機構HPにおいて書類名「機構借入金額算出内訳」と表示されているエクセルファイルでよいか。</p>	<p>融資証明書等については、融資の証明が書面上確認可能なものであれば、金融機関が通常発行している当該金融機関の様式で構わず、特段様式の指定はない。 また、貸付金限度額計算表は、同機構HPにおいて書類名「機構借入金額算出内訳」と表示されているエクセルファイルでよい。</p>
3	広域型特別養護老人ホーム 地域密着型特別養護老人ホーム	短期入所生活介護事業所の併設	<p>広域型特別養護老人ホーム及び地域密着型特別養護老人ホームに短期入所生活介護事業所の併設は可能か。 また、短期入所生活介護事業所に係る施設整備費補助金はあるか。</p>	<p>広域型特別養護老人ホーム及び地域密着型特別養護老人ホームのいずれも短期入所生活介護事業所の併設は可能である。 また、施設整備費補助金は事前協議関係資料P4の表のとおりであり、短期入所生活介護事業所に係る施設整備費補助金は現時点で予定していない。</p>

令和4年度(2022年度)熊本市高齢介護福祉施設整備に係る事前協議 Q&A

整理番号	施設種別	質問項目	質問	回答
4	共通	地元説明	地元住民等への説明については、公民館等における説明会(集合)形式によらなければならないか。個別に自宅を訪問し説明する形式でもよいか。	説明会(集合)形式に限定せず、個別に自宅を訪問し説明する形式でもよい。形式については、地元の実情や意見も踏まえながら検討していただきたい。
5	共通	開設日	開設日については、広域型特別養護老人ホームは令和6年(2024年)4月1日までに、広域型特別養護老人ホーム以外は全て令和5年(2023年)4月1日までに開設することとされているが、例えば広域型特別養護老人ホーム以外について、令和5年(2023年)4月1日に開設することは問題ないが、令和5年(2023年)4月2日以降の開設を前提とした事前協議は不可という認識でよいか。	お見込みのとおり。
6	共通	地元説明	地元住民等への説明については、どの程度の説明を、どの程度の範囲(対象団体・対象者)とすべきか。	説明内容について特段指定はないが、少なくとも法人・施設の概要やスケジュールは丁寧に説明するとともに、質問・意見については適切に対応すること。 また、説明の範囲(対象団体・対象者)についても特段指定はなく、地元の実情に応じて設定して差し支えないが、設定に当たっては地元の自治会や住民の意見を踏まえること。
7	共通	感染症対策	ユニット型施設の各ユニットへの玄関室・2方向から出入りできる家族面会室について、具体的なイメージを示されたい。	厚生労働省が示している次の図(左:玄関室 右:家族面会室)を参考とすること。



令和4年度(2022年度)熊本市高齢介護福祉施設整備に係る事前協議 Q&A

整理番号	施設種別	質問項目	質問	回答
8	共通	建ぺい率	<p>加対象である建ぺい率の項目の「外来等駐車場・避難場所・緑化等のゆとりある生活環境の確保・整備が可能である」及び「外来等駐車場・避難場所の確保・整備が可能である」ことについて、面積などの具体の基準はあるか。</p> <p>また、外来等駐車場を、当該建ぺい率に係る敷地ではなく、隣接する敷地や道路をはさんで隣接する敷地に整備する場合は対象となるか。</p>	<p>特に基準はなく、当該施設の入所者数や利用者数などの規模を踏まえて整備することとして差し支えない。</p> <p>なお、外来等駐車場を隣接する敷地や道路をはさんで隣接する敷地に整備することも差し支えないが、建ぺい率、建ぺい率の基礎となる敷地面積等はあくまで都市計画・開発・建築関係法令等に基づき算定されるべきものであって、任意の算定方法によるものではないことに留意されたい。</p>
9	共通	交流スペース	<p>加対象である「地域に開放された専用の交流スペース」及び「地域に開放された専用ではない交流スペース」について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定の面積が必要 ・交流スペース専用の便所が必要 ・施設内部を経由せず直接外部から出入り可能な出入口が必要 <p>など、具体の基準はあるか。</p>	<p>特に基準はないが、策定する具体的な活用計画に即した面積・設備・構造とするとともに、入所者や交流スペース利用者が利用しやすいものとする。</p>
10	共通	主な人員配置	<p>事前協議関係資料P24の事前協議書中、「主な人員配置」に係る人員については、人員を確保(記載)することはもとより、資格保持者・研修修了者でなければならないか。</p>	<p>人員を確保(記載)する必要はあるが、事前協議書類提出時点で資格保持者・研修修了者である必要はないので、事前協議書類提出時点の状況を記載すること。</p> <p>なお、認知症高齢者グループホームの計画作成担当者については3名分の欄を設けているが、配置予定者を記載すれば足り、3名分の記載は必須ではない。</p>
11	共通	非常用自家発電設備	<p>加対象である非常用自家発電設備について、発電時間等の発電能力に係る具体の基準はあるか。</p> <p>また、ソーラー発電や蓄電池でも差し支えないか。</p>	<p>特に基準はないが、災害による停電時においても、施設機能を維持するための電力確保ができるよう、施設規模を踏まえて整備すること。</p> <p>なお、ソーラー発電や蓄電池ではなく、あくまで非常用自家発電設備を対象とする。</p>
12	共通	給水設備	<p>加対象である給水設備について、容量等の能力に係る具体の基準はあるか。</p> <p>また、飲料水として利用できるものでなければならないか。</p>	<p>特に基準はないが、災害による断水時においても、施設機能を維持するための水の確保ができるよう、施設規模を踏まえて整備すること。</p> <p>なお、飲料水としても利用できるものを対象とする。</p>

令和4年度(2022年度)熊本市高齢介護福祉施設整備に係る事前協議 Q&A

整理番号	施設種別	質問項目	質問	回答
13	共通	ヒアリング	ヒアリング時に明確に伝わるよう資料を配布しても良いか。	各事業者の整備計画内容については「事前協議 提出書類一覧」に記載のある書類ですべて確認する。事前協議提出書類の受付締め切り後は、一切追加資料を受け付けない。
14	共通	ヒアリング	ヒアリングに参加する人数は何名までか。 また、代表者(社長)は他県の本社にいるためヒアリングに出向くことが難しいが、エリアごとに配置されている責任者や統括部長でもよいか。	ヒアリングに参加するのは審査基準表に記載のある通り法人代表者と管理者(就任予定者)の2名のみである。 法人代表者については、ヒアリングで行う質問に対して、事業所を運営する法人の考えとして、責任をもってお答えいただける方も可能である。